

Topic

「年金制度改革法案」成立により 企業年金(DB・DC)はどう変わるのか？

『スミセイ・年金インフォメーション“Advance”』は、通常毎月お届けしている『スミセイ・年金インフォメーション』のうち、注目のトピックをピックアップして深掘りし、詳しく解説してお届けいたします。（不定期発行）

資産
運用

年金
財政

年金
制度

その他

2025年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布されたことを受けて、確定拠出年金等がより使いやすく生まれ変わります。マッチング拠出に関しては2025年12月19日に、拠出限度額拡充に関しては2025年12月24日に政令が公布されましたので、主な改正のポイントをご紹介します。

法改正による変更点

今後変更される主なポイントは4つです。

1. 企業型DCにおけるマッチング拠出掛金の制限撤廃【2026年4月1日施行】
2. 自動移換に関する事業主の説明時期の見直し【2026年4月1日施行予定】
3. 企業型DCなどにおける拠出限度額の見直し【2026年12月1日施行】
4. 企業年金の運用等の見える化（情報開示）【公布から5年以内】

参照リンク（厚生労働省）

1. [企業型DCの拠出限度額の拡充（マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃）（2026年4月1日施行予定）](#)
2. [自動移換に関する事業主の説明時期の見直し（2026年4月1日施行予定）](#)
3. [iDeCo・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額の引き上げ（2026年12月1日施行予定）](#)
4. [企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会](#)

1. マッチング拠出掛金の制限撤廃

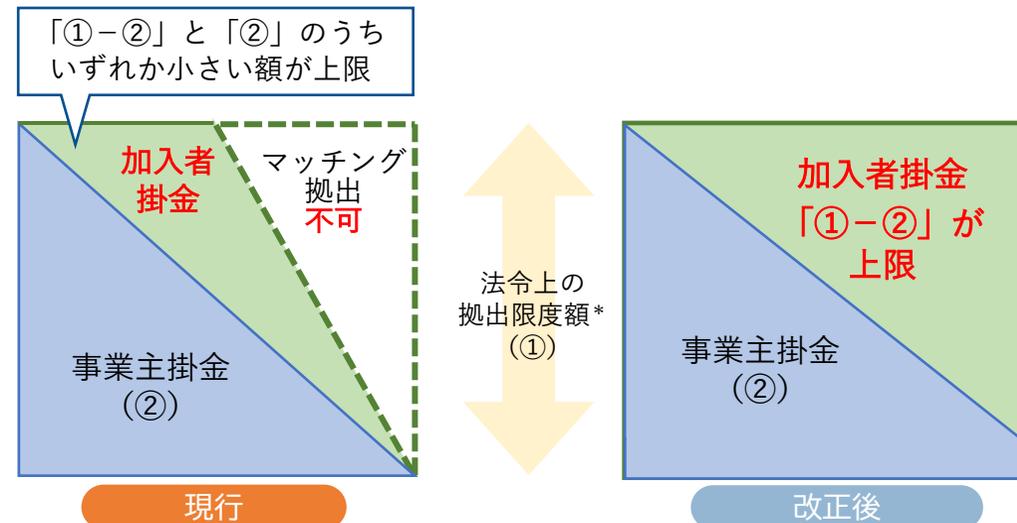
企業型DCにおけるマッチング拠出は現行制度では事業主掛金の額を超えて拠出できませんが、2025年12月19日に政令が公布され、2026年4月1日から制限を撤廃し事業主掛金を超えて加入者掛金を拠出できるようになります。制限撤廃にかかる影響は現在の制度によって異なります。

【マッチング拠出を導入している制度】

多くのDC加入者のマッチング拠出可能額が増加し、従業員のDC活用の選択肢が広がります。事業主は現行のDC規約等に「事業主掛金額≧マッチング拠出額」の制限を規定していますので、制限を撤廃する場合はDC規約等の変更対応が必要となります。（DC規約変更については次頁参照）

【マッチング拠出を導入していない制度（または、これからDC導入を検討する企業）】

現行法令では、ある程度の事業主掛金の拠出がないとマッチング拠出の活用が難しい面もありましたが、改正を見据えてマッチング拠出導入を検討する企業が増加しつつあります。



* 確定給付企業年金（DB）等を実施している場合は、DB等の他制度掛金相当額を控除した額

【マッチング導入済み】法改正に伴う手続きは？

2025年12月10日に発出された事務連絡では、加入者掛金額の制限撤廃に係る規約変更事務の取扱い（概要）が示されました。

施行に伴い、単に改正内容を規約に反映する場合や、法改正によって初めて設定できる加入者掛金額を規約に定める場合は「特に軽微な変更」となり届出が不要ですが、規約を変更しない場合は引き続き加入者掛金額に制限が設けられてしまうこととなります。なお、2026年5月以降に制限撤廃に関する規約変更をおこなった場合は、規約を変更した月分の掛金から適用されます。

具体的な規約変更等の手続きについては、運営管理機関からご案内があると思われます。弊社が運営管理機関の場合、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社（通称J-PEC）やDCサービス室から、手続きをご案内させていただきます。

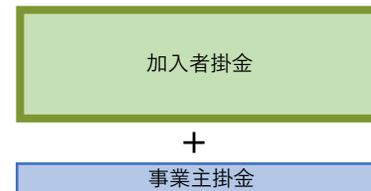
※当該事務連絡の内容は『参考資料』であり「お示ししている具体的な改正内容につきましては、最終決定されたものではなく、事務的に整理した案であることから、今後、修正される可能性がある」という点にご留意ください。

【マッチング未導入】どのように活用できるか？

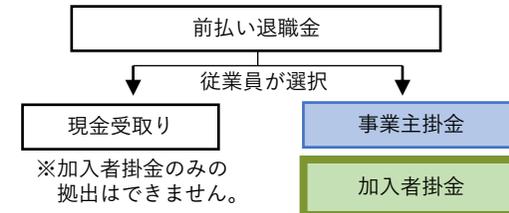
マッチング拠出の活用例をご紹介します。導入済みの制度にマッチング拠出を追加する場合は従来どおり申請が必要です。



退職金の一部だけをDCに移行しているため、事業主掛金額が少ない従業員が多かったけど…



前払い退職金との選択制をしているから、マッチング拠出は難しいかな…



事業主掛金額が少額の場合でも有効に活用できます。手数料を負担してiDeCoに加入していた従業員も、企業型DCでは手数料負担なく資産形成が可能です。

マッチング拠出を追加することも可能です。ただし、どちらも自己の選択による拠出ですが税制等の取り扱いに違いがあるため、導入検討にあたっては留意が必要です。



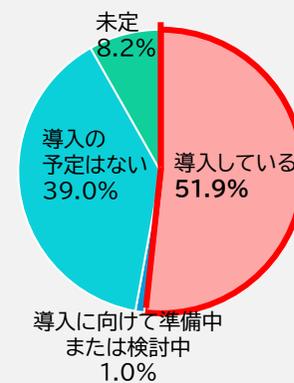
マッチング拠出とは？

企業型確定拠出年金（企業型DC）で、会社が拠出する事業主掛金に加えて、従業員が自分の給与から上乘せして掛金（加入者掛金）を追加で拠出できる制度です。加入者掛金は全額が所得控除の対象となり、税金が安くなる（所得税・住民税の軽減）という大きなメリットがあり、老後資金を有利に準備できるため、福利厚生制度として導入されています。右図の統計データによると、企業型DC導入企業の51.9%がマッチング拠出を導入しており、加入者掛金の額（月額）の平均は、拠出限度額が2.75万円の企業では6,098円、拠出限度額が5.5万円の企業では10,161円でした。

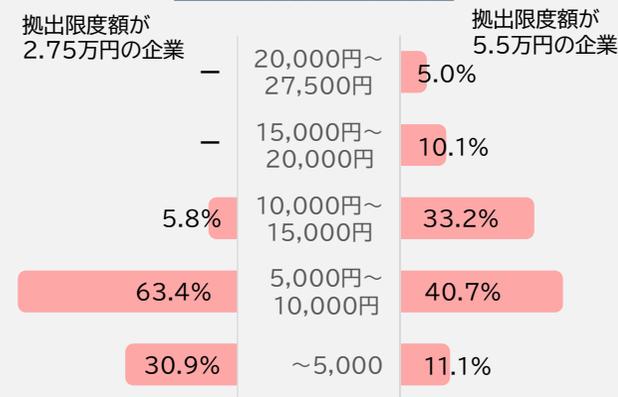
従業員はマッチング拠出とiDeCoの両方に拠出することはできず、企業がマッチング拠出を導入していれば、マッチング拠出かiDeCoのどちらかを個人ごとに選ぶことになります。これまでは、事業主掛金額が少ない場合はiDeCoで掛金を拠出する方が多く拠出できたため税制面（手数料分は考慮せず）で有利でしたが、今般の法改正により制限が撤廃されることで、企業型DCの加入者掛金の拠出額は増加することが予想されます。

【企業型DCのマッチング拠出の状況】

■ マッチング拠出導入状況



■ 加入者掛金の拠出額



（出典）企業年金連合会「2023年度確定拠出年金実態調査結果（概要版）」より当社作成

2. 自動移換に関する事業主の説明時期の見直し

企業型DC企業型DCの個人別管理資産が自動移換されるケースが多く発生していることを受け、自動移換の減少を目的として、2026年4月1日から事業主がおこなう説明義務について変更される予定です。

これまで事業主がおこなう説明義務は「加入者が資格を喪失したとき又は企業型DCが終了したとき」におこなうものとされてきました。これを「加入者の資格の喪失することが見込まれるとき又は企業型DCを終了しようとするとき」に変更され、特に退職による資格喪失の際は早めに説明をおこなうこととなります。

退職後は本人による移換の手続きが必要です。移換先はいくつか選択肢がありますが、そのうちの1つがiDeCoです。弊社では運営管理機関手数料が無料のiDeCoをご用意しております。弊社営業担当にご連絡いただければチラシをご提供いたしますので、従業員の退職時にぜひ弊社のチラシをご手交ください。

スミセイの **iDeCo** プラン

離転職される従業員さまの資産移換先、iDeCo加入検討中の方にご紹介ください。



運営管理機関手数料0円コース

どなたでも
運営管理手数料無料

充実の
運営サービス

低廉な信託報酬で
多彩な運用商品

3. 企業型DCなどにおける拠出限度額の見直し

2025年12月24日に政令が公布され、正式に2026年12月1日からDCの拠出限度額が見直されることとなりました。2027年1月に拠出する掛金から適用されます。

下図のとおり、企業型DCの拠出限度額が55,000円から62,000円に増額されるほか、第2号被保険者（会社員や公務員等）のiDeCoの拠出限度額は現行から大幅に増額されます。

ただし、第3号被保険者（専業主婦・主夫等）の拠出限度額は23,000円から変更はありません。また、現在経過措置を適用して27,500円が上限となっている企業型DCの加入者についても、引き続き27,500円が上限のまま変更ありません。この経過措置を適用している企業型DCについては、今後、DBの給付設計またはDCの拠出額算定方法を変更すると経過措置は終了し、拠出限度額からDB等の他制度掛金相当額を引いた額が拠出上限となります。

法改正により、どの立場の方でも企業型DCやiDeCoの税制優遇を利用して老後資金を準備しやすくなると言えるでしょう。

現行

第1号
被保険者

第2号被保険者
(企業年金あり)

第2号被保険者
(企業年金なし)

第3号
被保険者

iDeCo
月額 6.8万円
※国民年金基金
との合算枠

iDeCo
月額 2.0万円

iDeCo・iDeCo+
月額 2.3万円

企業型DC*
月額 5.5万円

国民年金
基金

厚生年金保険

iDeCo
月額 2.3万円

国民年金（基礎年金）

+0.7万円

改正後

2027年1月拠出掛金から適用

第1号
被保険者

第2号被保険者
(企業年金あり)

第2号被保険者
(企業年金なし)

第3号
被保険者

iDeCo
月額 7.5万円
※国民年金基金
との合算枠
0.7万円増額

iDeCoと
企業型DC
合計で
月額 6.2万円*
4.2万円増額

企業型DC*
月額 6.2万円
0.7万円増額

iDeCo・
iDeCo+
月額 6.2万円
3.9万円増額

国民年金
基金

厚生年金保険

iDeCo
月額 2.3万円

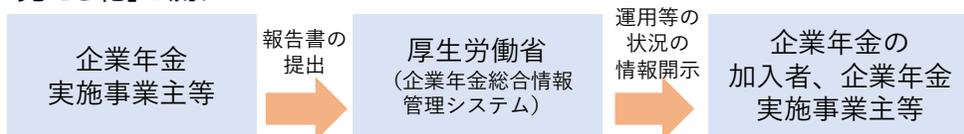
国民年金（基礎年金）

*DB等を実施している場合は、DB等の他制度掛金相当額を控除した額

4. 企業年金の運用等の見える化(情報開示)

現行では一般には公開されていない企業年金の情報を公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金をおこなう事業主やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるように改正されます。

「見える化」の流れ



対象はDBとDCの両制度です。現在、改正に向けて、厚生労働省が有識者を交えて「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」（以下、「懇談会」）を開催しており、具体的な開示項目や開示方法などについて議論がおこなわれています。

2025年10月7日に開催された第1回懇談会では、厚生労働省から公開対象や公開方法、開示する項目などの案が示されました（右表）。公開はインターネットサイト上でおこなわれ、検索機能やグラフ表示、用語解説を加えることで、事業主や加入者が制度を比較・理解しやすくなる予定です。

示された案に対し、出席者からは開示項目に関する要望や公開の基準、公開データの使用方法、事業主の負荷に関してなど多くの意見があり、今後も議論を重ねて方針が決定されることとなります。

DB関連では、上記懇談会を受けて2025年11月14日に事務連絡が発出され、2027年6月1日以降を決算日とする「事業及び決算に関する報告書」をオンライン提出とすることが示されました。厚生労働省が開発するオンライン提出のためのシステムを利用して報告することとなるため、DBを実施している事業主は報告事務の変更に対応する必要があります。

正式には、別途通知が発出される予定となっており、今後も順次情報が示されていきます。

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2026年1月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

懇談会で提示された案の内容（抜粋）

	DB	DC
開示項目のベース	毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目（一部新規に報告）	毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目（一部新規に報告）
追加される項目	設立・実施形態、制度開始月、他制度掛金相当額、給付の新規裁定件数、運用の基本方針、専門性の確保・向上の取り組み	規約名、制度開始月、実施形態、商品の選定・提示をおこなう運営管理機関名、加入者の平均年齢、加入者数、運用指図者数、選定年度、除外状況、運用実績（運用利回り平均）、指定運用方法の適用資産額、事業所の所在地
開示対象	<ul style="list-style-type: none"> 基本情報は全件開示 制度設計や給付実績、財政状況、資産運用状況の概況や詳細は加入者数100名未満かつ資産額10億円未満は非開示 その他、項目別に基準を定めて、対象者が10名未満の場合は非開示 	<ul style="list-style-type: none"> 基本情報は全件開示 非開示とする項目を定めて、対象者が10名未満の場合は非開示

今後のスケジュール（予定）

【新システム（企業年金総合情報管理システム）関係】

- ◆ 令和7年度内 新システム設計・開発のための要件整理、調達手続き等
- ◆ 令和8年度～（令和8年～企業側や受託機関、運営管理機関等でのシステム対応等の準備期間）
- ◆ 令和9年度中 新システムの稼働、オンライン提出を開始（新規報告事項を加えた様式による）

あなたの未来を強くする



【住友生命保険相互会社】
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8640(年金コンサルティング室)
〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>